

① 特定	特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満・平成10年1月2日～平成14年1月1日の出生者）の人数を記入。
② 老人	老人扶養親族（年齢70歳以上・昭和26年1月1日以前の出生者）の人数を記入。
③	②のうち、受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で、受給者又は受給者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人数を記入。
④ その他	その他（特定、老人、年少（16歳未満）扶養以外）の控除対象扶養親族の人数を記入。
⑤ 16歳未満の扶養親族の数	16歳未満の扶養親族（平成17年1月2日以後の出生者）の人数を記入。
⑥ 特別	同一生計配偶者や扶養親族が、特別障害者（手帳等級が1級又は2級等、税法上認められた障害者）である場合の人数（本人以外）を記入。
⑦	⑥のうち、受給者又は受給者の配偶者もしくは受給者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている特別障害者の人数を記入。
⑧ その他	税法上認められた障害者のうち、特別障害者を除いた人数を記入。
⑨ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者（国外にお住まいの方等）がいる場合は、その人数を記入。
⑩ 社会保険料等の金額	令和2年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、小規模企業共済等掛金等）を記入。 ※小規模企業共済等掛金がある場合は、その金額を内書きで記入。
⑪ 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に控除した住宅借入金等特別控除の額を記入。
⑫ 住宅借入金等特別控除適用	年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入。
⑬ 住宅借入金等特別控除区分（1回目・2回目）	適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入。 ・「住」… 一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む） ・「認」… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 ・「増」… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ・「震」… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供する事ができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、「（特）」を付記。 （例）特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用があり、当該住宅の増改築が特定取得に該当する場合は、「増（特）」と記入。
⑭ （源泉・特別）控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名と個人番号（マイナンバー）を記入。（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名と個人番号（マイナンバー）を記入）
⑮ 配偶者の合計所得	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入。
⑯ 区分	非居住者（国外にお住まいの方等）の場合は「○」を記入。
⑰ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号・5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	摘要欄に氏名を記載した5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入。 ※ 個人番号の前には摘要欄で記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにすること。
⑱ 個人番号又は法人番号	法人は13桁の法人番号、個人事業主は12桁の個人番号を右詰で記入。
〔摘要〕	⑲ 中途就職者で、前職分も含めて年末調整を行った場合は、前職の会社名称、住所（所在地）、退職年月日、給与等の支払金額、社会保険料金額、源泉徴収税額等を記入。
	⑳ 特別徴収しない場合は必ず「普通徴収」と記入し、切替理由書の項目（普A～普F）のいずれかを記入。
	㉑ 専従者については、青色専従者または白色専従者と記入。
	㉒ ・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、対象となる同一生計配偶者の氏名とその後ろに「（同配）」と記入。 ・5人目以降の控除対象扶養親族がいる場合は、氏名を記入。 ・5人目以降の16歳未満の控除対象扶養親族がいる場合は、氏名とその後ろに「（年少）」と記入。 ※ 氏名の前には括弧書きの数字を付し、⑰に記載する個人番号との対応関係が分かるようにする。 ※ 非居住者の場合は氏名の後ろに「（非居住者）」と記入。

※ 普通徴収者の給与支払報告書を、eLTAXを利用して提出する場合は、⑳に加え、個人別明細書の「普通徴収」欄にチェックしてください。チェックが漏れると特別徴収に登録されてしまう場合があります。